

大雪による農業被害に関する緊急要望

去る2月14日から15日にかけての大雪や強風は、県内の農作物や農業施設等に甚大な被害をもたらし、その被害額は70億円を超える規模となり、降雪による被害としては過去最大規模となる模様です。

とりわけ、パイプハウス等の農業施設の被害棟数は1,400棟に及び、その多くが全壊・大破したことにより、特に、被災施設内のぶどう、いちご、トマトなどが収穫不能となるなど、被害はかつてないものとなっております。

加えて、倒壊した農業用ハウスや果樹棚等の撤去費用や修復費用に多大な金額が掛かることが予想され、被災農家は、収入が大きく減少することが見込まれ、今後の経営の継続に大きな不安を抱えております。

つきましては、被災した農家が経営の再建を図り営農を継続できるよう、次の事項について、早急に措置を講じられますよう要望いたします。

記

- 1 農漁業災害対策特別措置条例の速やかな適用と補助金の早期支払いに努めること。
- 2 被災施設の再建や果樹等の改植に対し、費用を補助するなどの新たな支援策を講じること。
- 3 無収入期間が長期に及ぶことが予想される場合の作付から出荷までの間の当面の生活支援策を講じること。
- 4 補助事業の適用要件の拡大と要件の緩和、事務手続きの簡素化を図ること。
- 5 早期復旧に向け資材調達の支援策を講じること。

平成26年2月26日

栃木県知事 福田富一様

栃木県市長会長 佐藤 栄一

栃木県町村会長 古口 達也